

## 財政健全化法の概要について

### 健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標）を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しなければなりません。

### 財政の早期健全化

#### 財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければなりません。

### 財政の再生

#### 財政再生計画

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければなりません。

### 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しなければなりません。

経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。